

平成 29 年 2 月

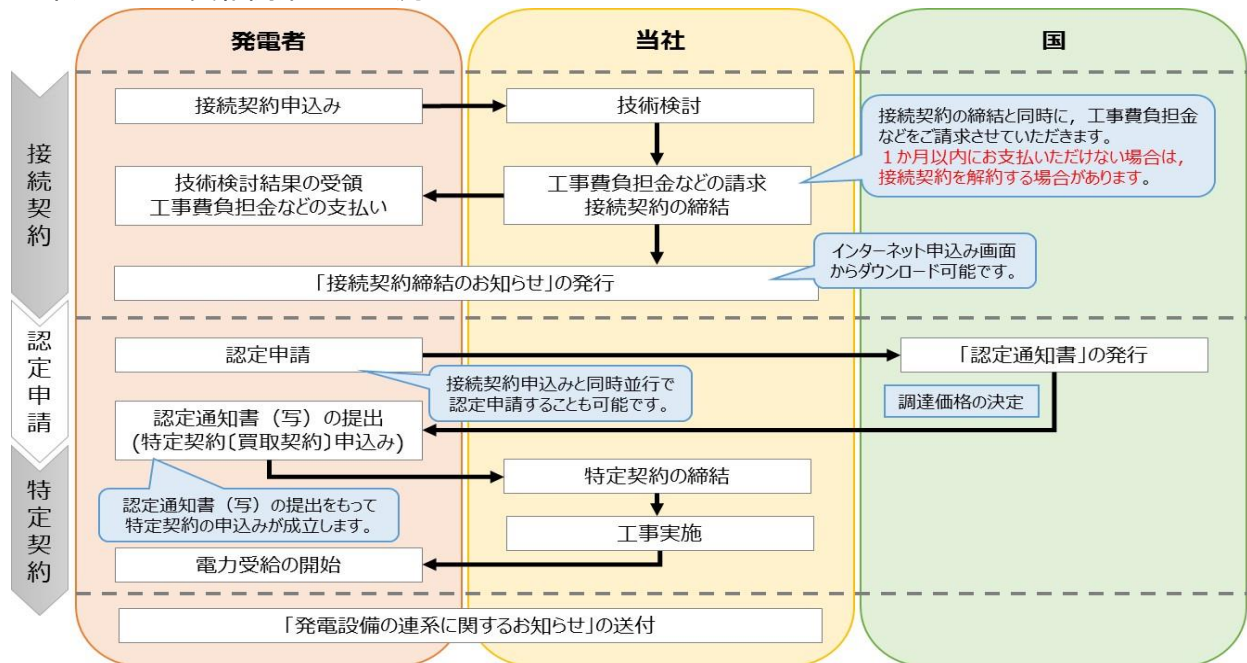
平成 29 年 3 月以降の低圧再エネ申込みについて（ご案内）

平素は、弊社事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 29 年 4 月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下、「FIT法」）が改正されることを受け、平成 29 年 3 月以降のお申込み方法が変更となりますので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1 申込みから受給開始までの流れ



※接続契約： 発電者の再エネ発電設備と当社が維持および運用する電力系統との接続等に係る契約
 ※特定契約（買取契約）： FIT法に定める再エネ電気の発電者による供給および当社による調達に係る契約

2 必要書類

接続契約申込みに必要な書類は、以下のとおり変更させていただきます。

変更前	変更後	備考
電力販売申込書	接続契約および特定契約申込書※	2つの申込書を1つに統合
系統連系申込書		主な記入内容は変更無し
系統連系資料	同左	
電子引込票	同左	
供給側契約の電気使用申込書	同左	
—	受電地点が分かる資料	新規
電圧上昇値の簡易計算書（任意）	同左	
設備認定通知書（写）	—	接続契約申込み時点では提出不要

※インターネット申込みの場合は、申込みフォームへ入力するため、提出不要です。

3 留意事項

(1) 不備返却の扱い

平成 29 年 3 月 1 日以降の申込み分については、受給開始に向けての手続きが円滑に進められない状況と弊社が判断したときは、申込書類一式を返却いたしますので、恐れ入りますが、不備内容の確認などを実施のうえ、再度お申込みいただきますようお願いいたします。

【具体例】

- ・必要書類の不足
- ・受電地点が不明瞭など、技術検討に必要な情報の記入不備
- ・設置場所周辺の土地造成が未完了で技術検討（現場調査）ができない
- ・地元への説明が未完了 等

(2) 受付開始および接続契約締結時期

平成 29 年 3 月 1 日以降のお申込みについては、改正後の F I T 法に基づくものとして、お申込みを受領させていただきますが、受付については、改正 F I T 法関連の省令等が公表され、受付の準備が整った段階から、受領した順番で実施させていただきます。

なお、接続契約の締結は、全数 4 月 1 日以降となりますので、あらかじめご了承ください。

(3) 平成 29 年 2 月 28 日までにお申込みいただいているお客さまへ

「設備認定通知書（写）」に代えて設備認定申請を行ったことが分かる書類（設備認定申請画面の写し）を提出いただいている場合、手続きは進めさせていただきますが、平成 29 年 3 月 31 日までに「設備認定通知書（写）」のご提出がないと、平成 28 年度単価は適用できかねるためご注意ください。

4 添付書類

接続契約および特定契約申込書

ご不明な点がございましたら、お近くの弊社窓口までお問い合わせください。

以 上